

主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (特別編:テーマ「住まいの再建」)

毎月15日号では、主な復興事業の進捗状況と今後の予定をお知らせしています。今回は、特別編として、皆さんの「住まいの再建」をテーマとし、本年度中に開始する「防災集団移転・復興公営住宅の事前登録制度」および市独自の「住宅再建支援事業」について、概要をお知らせします。

来月は、「復興交付金事業計画」等について、お知らせする予定です。

防災集団移転・復興公営住宅入居等方針

学識経験者や市民各層からなる「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」において防災集団移転・復興公営住宅入居等の方針を検討してきました。検討の結果を基に、防災集団移転・復興公営住宅入居等の方針が決定しましたのでお知らせします。

- 移転・入居にあたっては、事前登録制度を運用します。
- 制度の運用開始時期は、本年9月を予定しています。
- 半島・沿岸部の高台移転は、それぞれの地域に合った方針を決めます。

<対象者について>

○防災集団移転促進事業

・災害危険区域内に居住していた方

○復興公営住宅整備事業

- ・東日本大震災で自宅が、全壊、または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされた方
- ・被災地における、市街地整備事業等の実施により移転が必要になった方

<事前登録制度とは>

全体計画や詳細な情報を事前に市から公表し、その情報を基にして、対象者が移転の希望先を事前に登録できる制度です。(右図参照)

※詳細な情報とは

- ・防災集団移転団地:区画割や面積、借地料、分譲価格の目安、入居時期
- ・復興公営住宅:建設場所、間取り、家賃、入居時期等

◎防災集団移転促進事業により、半島・沿岸部の方が市街地の土地を求める(買取り・借地)ための登録は、市街地の方が登録した後に行います。

<登録に際しての配慮(優先)事項について>

登録の際には、以下の項目について配慮(優先)することとしています。

○防災集団移転促進事業

- (1)河川堤防・高盛土道路等の津波防災施設にかかる居住者の優先
- (2)被災前のコミュニティ(町内会単位等)に対する配慮
- (3)新しいコミュニティ(親戚や知人等)に対する配慮

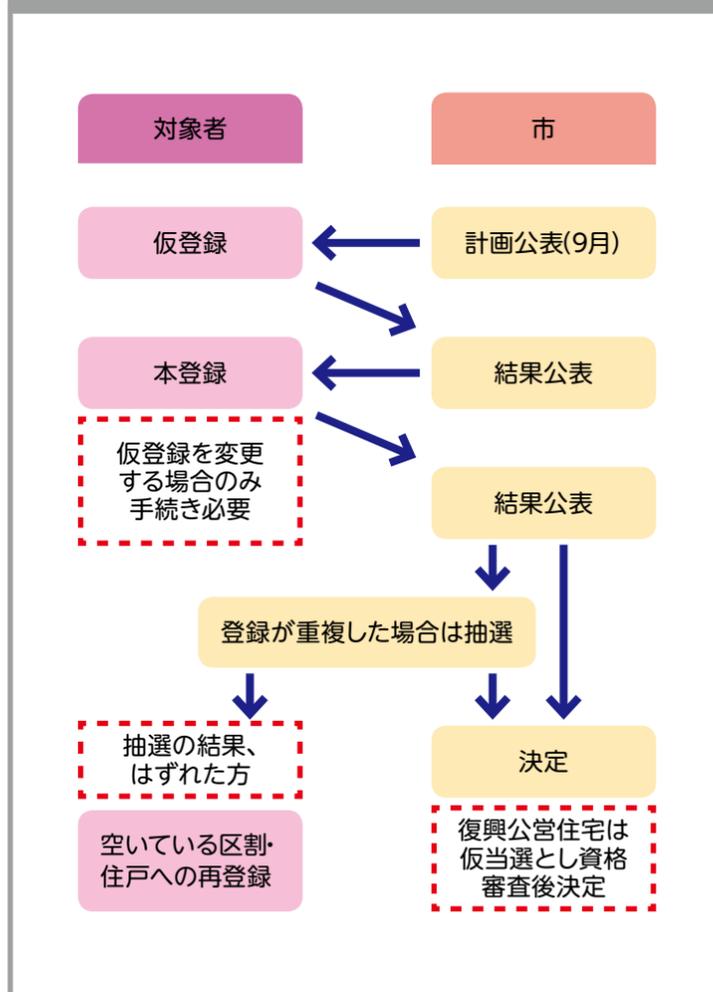
○復興公営住宅整備事業

- (1)復興公営住宅の用地提供者、河川堤防・高盛土道路等の津波防災施設にかかる居住者の優先
- (2)高齢者世帯(75歳以上のみの世帯)、障がい者世帯、要介護者世帯に対する優先枠の設置
- (3)石巻市営住宅条例に規定されている母子父子世帯等の優先(抽選倍率による優先)
- (4)震災遺族に対する優先(抽選倍率による優先)
- (5)被災前のコミュニティ(中学校区単位)に対する配慮(抽選倍率による優先)
- (6)新しいコミュニティ(親戚や知人等)に対する配慮

事前登録制度の運用開始は本年9月を予定していますが、登録手続き等の詳細は決まり次第お知らせします。

- 問
- ・防災集団移転に関すること:基盤整備相談窓口(内線5951~5954)
 - ・復興公営住宅に関すること:復興公営住宅相談窓口(内線5957~5959)

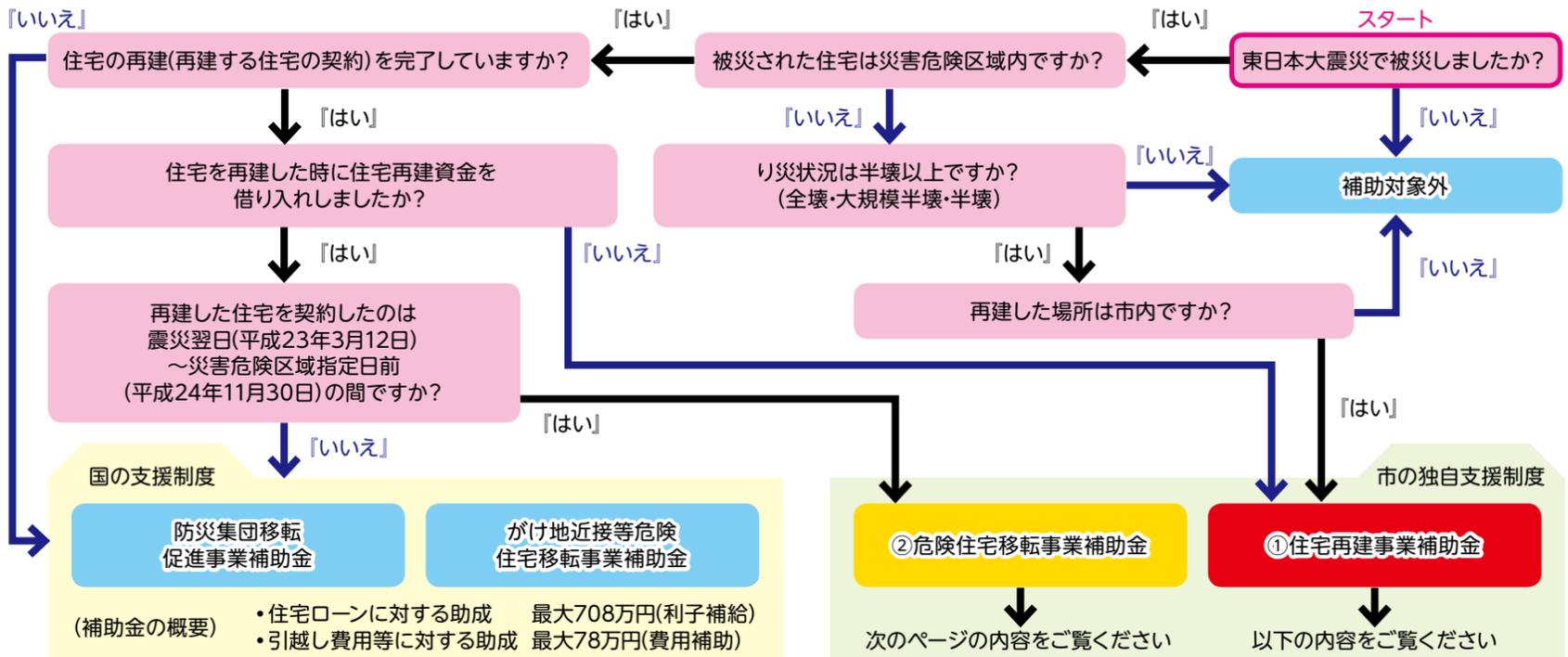
事前登録イメージ (基本パターン)



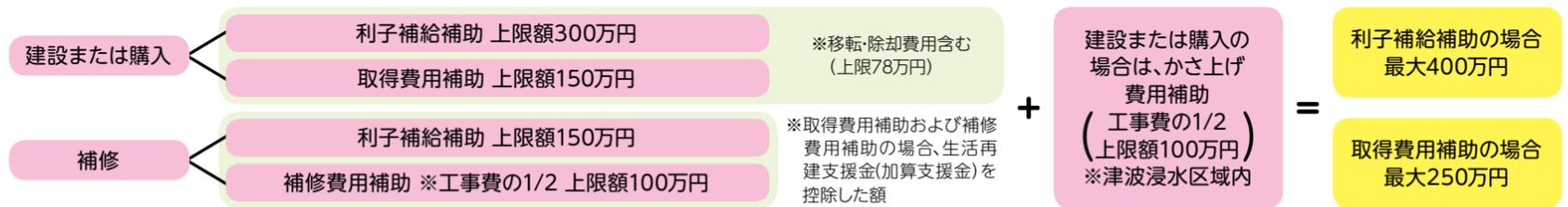
東日本大震災で被災した住宅の再建へ 2つの支援事業を行います！

市では東日本大震災により被災した住宅の早期復興のため、住宅を再建される方に住宅再建費用等の一部を補助します。

<住宅再建における補助対象判定>



① 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金



1. 対象者(以下のすべてに該当する方)

- 東日本大震災により全壊、大規模半壊または半壊のり災判定を受けた住宅に自己または親族が居住していた方
- 石巻市内(災害危険区域で被災された方)にあつては市外でも可)で被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を行った方、または被災住宅の補修を行った方
- 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方、またはこれらの事業の補助金額が本事業の補助金額に満たない方
- 市区町村税等に滞納がない方
- 暴力団員等でない方

2. 申請書類

○申請する方全員

- 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付申請書
- 個人情報確認等同意書
- 市区町村税等の完納証明書等
- 再建した住宅に居住している全員の記載のある住民票の写し
- り災証明書
- 申請する方の住民票の写し(申請する方が再建した住宅に居住していない場合に限る)
- 申請する方と被災住宅に居住していた方との関係が分かる戸籍謄本(申請する方が再建した住宅に居住していない場合に限る)
- 申請する方の預金通帳の写し
- 手続きする方の身分証明書の写し
- 住宅の建設もしくは購入または被災住宅の補修に係る契約書および領収書の写し(利子補給補助の場合は領収書の添付を省略できる)

(1)住宅用地の購入に係る契約書および領収書の写し(利子補給補助の場合は領収書の添付を省略できる)

※(1)～(3)の所定様式は窓口にて用意してあります

○利子補給補助を申請する場合

- 金銭消費貸借契約書の写し
- 返済予定明細書の写し
- 再建した住宅および購入した土地の登記事項証明書(借入状況が確認できない場合は住宅ローンの返済の確認ができる預金通帳の写し)

○取得費用補助を申請する場合

- 再建した住宅および購入した土地の登記事項証明書(未登記の場合は建築確認検査済証)

○移転費用補助を申請する場合

- 再建した住宅への引越し代金、登記費用等の領収書の写し

○かさ上げ費用補助を申請する場合

- かさ上げ工事の設計図書(位置図、平面図、かさ上げ前後の断面図、構造図等)
- 現況写真(かさ上げ工事後の状況等が分かるもの)
- かさ上げ工事の契約書および領収書の写し

※かさ上げ工事の補助対象について

津波浸水区域内の次の工事について、経費の2分の1(上限100万円)を助成します。

- 宅地のかさ上げ(盛土)工事をしたとき
- 宅地のかさ上げ(盛土)工事に伴い、擁壁を建設したとき
- 住宅の新築に伴い、地盤面より50センチメートル以上の高さの基礎を建設したとき
- 既存の基礎より高く基礎を立ち上げる曳き家または揚げ家工事をしたとき

※津波浸水区域とは、「平成23年度 固定資産税および都市計画税の課税免除指定区域」のことを指します。